



# みなみいず 町議会だより

No. 90 号

2022年  
令和4年.8.1

発行／南伊豆町議会 編集／議会広報編集委員会 〒415-0392 静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂315-1 TEL0558(62)6240  
E-mail:gikaj@town.minamiizu.shizuoka.jp



弓ヶ浜海水浴場

## 6月定例会を6月7日～8日の会期で開催しました。

### 主な内容

- 令和4年度一般会計・特別会計補正予算  
令和4年6月議会定例会採決一覧表、発議 .....2～4
- 一般質問 .....5～9
- 未来を担う子ども達、議会一口メモ、くろ潮 ..... 10

令和4年度

# 一般会計・特別会計補正予算案可決

- 一般会計……………1億5,961万2千円  
(補正第2号)
- 特別会計……………966万8千円
  - 介護保険(第1号)……………33万円
  - 公共下水道事業(第1号)……………933万8千円

令和4年6月議会定例会採決一覧表

No.	議案番号	提出議案	審議結果	黒田利貴男	宮田和彦	比野下文男	加畑毅	長田美喜彦	稲葉勝男	清水清一	漆田修	齋藤要	横嶋隆二
1	報第1号	専決処分の報告について (南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例)	報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	報第2号	放棄した債権の報告について	報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	報第3号	繰越明許費繰越計算書の報告について (令和3年度南伊豆町一般会計)	報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	報第4号	繰越明許費繰越計算書の報告について (令和3年度南伊豆町公共下水道事業特別会計)	報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	諮第2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて 手石 谷 半時さん	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	諮第3号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて 加納 佐藤 直也さん	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	議第44号	南伊豆町農業委員会委員の選任について 上小野 石川 憲一さん	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	議第45号	南伊豆町農業委員会委員の選任について 加納 高野 多喜雄さん	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	議第46号	南伊豆町農業委員会委員の選任について 伊浜 齋藤 英治さん	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	議第47号	南伊豆町農業委員会委員の選任について 手石 関本 宗一さん	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	議第48号	南伊豆町農業委員会委員の選任について 伊浜 土田 光夫さん	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

No.	議案番号	提出議案	審議結果	黒田利貴男	宮田和彦	比野下文男	加畑毅	長田美喜彦	稲葉勝男	清水清一	漆田修	齋藤要	横嶋隆二
12	議第49号	南伊豆町農業委員会委員の選任について 二條 土屋 諭さん	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	議第50号	南伊豆町農業委員会委員の選任について 入間 萩原 勇さん	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	議第51号	南伊豆町農業委員会委員の選任について 一條 山本 哲農さん	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	議第52号	南伊豆町農業委員会委員の選任について 大瀬 山本 道男さん	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	議第53号	南伊豆町農業委員会委員の選任について 毛倉野 山本 良平さん	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	議第54号	南伊豆町農業委員会委員の選任について 蝶ヶ野 渡辺 良子さん	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	議第55号	南伊豆町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○
19	議第56号	南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び 費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○
20	議第57号	南伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21	議第58号	南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22	議第59号	南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23	議第60号	南伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24	議第61号	令和4年度南伊豆町一般会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	議第62号	令和4年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26	議第63号	令和4年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27	発議第2号	国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※議長 谷正は採決に加わっておりません。

## 発議第1号

### 提出理由

ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻は、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明白な国際法違反であるとともに、国際秩序の根幹を揺るがす行為として断じて容認できず、断固として非難するため以下の決議を行いました。

### ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻を非難する決議

去る2月24日、国際社会の懸命な外交努力にもかかわらず、ロシア連邦はウクライナへの軍事侵攻を開始した。これは力による一方的な現状変更の試みであり、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明白な国際法違反であるとともに、国際秩序の根幹を揺るがす行為として断じて容認できず、断固として非難する。

武力により国の主権や人々の自由、生命を踏みにじる戦争は、死と破壊しかもたらさない。

本町議会は、ロシア連邦が直ちに戦闘を停止し、軍を撤退するよう求めるとともに、世界平和の実現に向けて、全世界が一体となって全力を挙げて取り組むよう、強く訴える。

以上、決議する。

令和4年3月3日

静岡県賀茂郡南伊豆町議会

## 発議第2号

### 提出理由

国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年から施行されています。当初、7月20日とされていた「海の日」ですが、平成15年以降は、ハッピーマンデーにより、7月の第3月曜日となっています。

海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全および環境保全について思いを馳せる機会とするため、当初の7月20日に固定化することを要望するため以下の意見書を内閣総理大臣に提出しました。

### 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書

国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年7月20日から施行されておりますが、平成15年以降いわゆるハッピーマンデー化により7月の第3月曜日となっています。

わが国と海の歴史的、文化的および経済・社会的な関わりならびに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全および環境保全について思いを馳せる機会とするためにも、「海の日」を当初の7月20日に固定化することを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月8日

静岡県賀茂郡南伊豆町議会

# ●一般質問 町長に聞きました



加畑 毅 議員

## ICOIプロジェクトの内容「温泉の新たな利活用を目指して」

質問 令和4年2月16日にオンライン開催された伊豆ヘルスケア温泉イノベーション（ICOIプロジェクト）の内容を、当日参加した担当者に伺う。

企画課長 ご指摘のICOIプロジェクトは、平成30年度中に環境省が中心となってスタートさせた「全国『新・湯治』効果測定調査プロジェクト」を土台とし、静岡県が令和4年2月16日に立ち上げた事業。温泉と健康をキーワードに伊豆半島に新しい産業を興すことを目的とし、活動母体はICOIプロジェクト推進協議会で、美しい伊豆創造センター、静岡県温泉協会、静岡県観光協会など8つの関係団体の他、本町を含む伊豆半島内13市町と静岡県で構成されている。第1回協議会は、設置日当日にウェブ形式で開催され、オブザーバーとして

参加した環境省自然環境局温泉地保護利用推進室からは、これまでの3年間の活動実績として温泉の心地よさ、リフレッシュ効果等を数値化して、温泉地の賑わいにつなげていくことを目的とした「全国『新・湯治』効果測定調査プロジェクト」について紹介された。静岡県からは本県の温泉の状況、大分県の取組事例の紹介、ICOIプロジェクトの趣旨、当該事業に関連する助成事業等の紹介があった。

質問 「温泉の扱いは丁寧にしなければいけない。温泉を枯れさせてはいけない。しかし、まだ潜在能力は高い。」という中で可能性を探っているのだと思うが、実際に活用する上で何か引っかかるものは感じたか。それとも今ままで大丈夫、補助金申請できると感じたか。

企画課長 各温泉場は温泉の供給に力を注いでおり、前段の各市町アンケート等によると、伊豆の場合は温泉施設の老朽化を乗り越えないと活用が厳しいという部分が県の話聞いていて思ったところ。

質問 入湯税の使い道はどういう内容になっているか。

町長 入湯税は本町の観光振興及びそれらに伴う消防力、衛生環境の向上などを目的としている。納税義務者は、具体的には温泉浴場を有する宿泊施設の利用者で、当該施設

の経営者が特別徴収義務者となっている。かつて年間2,000万円を超える税収があったが、昨今では1,300万円程度で推移しており、令和2年度の決算ベースで観光宣伝に900万円、観光施設整備に100万円、消火栓整備等で290万円、温泉実態調査等に10万円を充当している。これら税収の減少は新型コロナウイルス感染症も含めた温泉利用者の減少に加え、宿泊施設等の継承者の不足なども要因と分析されており、これら動向は下賀茂地区からの源泉配湯事業者の撤退問題なども相まって、弓ヶ浜地区で顕著となっている。弓ヶ浜温泉は観光立町である町の核とも位置づけられるものであり、今後も温泉資源の適正なる維持保全に地域の皆様と連携しながら、より効果的な税の活用を考えている。

質問 入湯税は主にPR活動に使っているようだが、温泉管等の設備への補助に使うことはできるか。

企画課長 これまでは観光宣伝にほぼほぼ使ってきたが、観光の振興という中で衛生設備等もあるので、当然のことながら温泉配管についても使えるという解釈になる。

「伊豆縦貫自動車道路の早期完成への取組み」

※質問し、答弁があった。



黒田利貴男 議員

## 町管理の道路・河川の環境整備について

**質問** 当町は、65歳以上の高齢化率が49.2%と高く推移している。その中で、今までのような形で各地区の維持管理が難しくなっている。町は生活用道路や林道、河川のパトロールを実施しているようだが、細かなところは109.94平方キロメートルと広い南伊豆町なので、各地区長からの報告に頼らざるを得ないのが現状だと思う。町道・小河川の管理者は町になる。今までも補修や保守点検をやってきている。町民の生活に支障が出ないようにしないとけないと思う。細かな保守・修繕はできないか。

**町長** 今後も限られた財源の中で、緊急性や費用対効果なども踏まえつつ、適切な管理に努めていく。

**質問** クリーン作戦などで除草などがなされるわけだが、各地区で差はあろうかと思うが、高齢化している地区では人足に出るのが大変な方もいる。小河川で刈った草を河川から土手に上げるのはかなり

大変な労力が必要になる。クリーン作戦の在り方は。

**町長** 人口減少、高齢化は避けては通れない課題であるので、環境美化運動などの在り方についても、廃止も含めて検討していきたいと考えている。

**質問** 道路の陥没や道路表示以外にも管理が必要な部分がある。谷筋に道路があるため、山から道路に木の枝やつるが道路にかぶさっている場所が多くある。道路上支障木の撤去は。

**町長** 道路上に落下した支障木を除き、道路法及び道路構造令によれば、道路上の安全な通行を確保するため、車道の上空4.5メートル、歩道の上空2.5メートルの範囲内に障害となるものを置いてはならないとされていることから、これら事案が発生した都度、当該土地所有者に撤去をお願いしているところだ。

## 防災対策について

**質問** 雨量の増加による災害には、川から水があふれ、堤防が決壊して発生する外水氾濫と町中の排水が間に合わず地下水路などからあふれ出す内水氾濫の2つのタイプがある。災害時、町としての対応が後手にならないように考えているか。

**町長** 大規模な風雨災害等においては、進路や時間帯などの予測も極めて正確に把握で

きる状態にあるので、町民の皆様には時間的余裕を持った情報発信に努めるとともに、その備えを万全なものとするよう引き続き取り組んでいく。

**質問** 大雨の際の避難所開設のタイミングは適切か。

**町長** 台風の接近に備えた事前避難をはじめとして、河川の増水や土砂災害警戒情報の発令によるものなどがあり、各市町村でマニュアル化され、適切な運用に努めているところだ。

**質問** 避難指示と避難所開設の手順は。

**町長** 予想される災害に備えた段階的な避難所の開設準備や、静岡地方气象台、静岡県など関係機関からの情報収集や連携のもと、事前に人員や資材等の確保を図っているところだ。

**質問** 消防団出動判断基準は適切か。

**町長** これから迎える梅雨時期や台風シーズンでは長雨や大雨が予想されるので、水防団を兼ねる消防団には必要に即した対応をお願いすることになるので、団本部との連携を密に対応していく。





横嶋隆二 議員

## 経済活性化の課題と国政

質問 新型コロナで疲弊した町内経済を、どう分析し打開の方向を考えているか。

町長 経済活動が再開された中で、ロシアによるウクライナ侵攻で燃料や小麦等の原材料費の高騰など経済に水を差す状況にある。宿泊割キャンペーンや、第4弾プレミアム付商品券で、町内経済のダメージを最小限に抑える取り組みをしている。

質問 町の取り組みは評価している。問題は、落ち込んだ経済、自営業者が元気でなければ魅力を発揮できない。日本の労働者は20年間賃金が上がっていない状況で、今の物価高があるが、日銀総裁は、家計は値上げを受け入れているとし、異次元金融緩和を継続すると言っている。これでは国民は浮かばれない。住民が背水の陣で頑張っている声を、国に訴えるべきだ。また、消費税を5%にインボイス導入中止をの声を上げるべきだ。

町長 20年所得が上がらない、

それから物価が上がっていくというところがなかなか難しい、南伊豆町の町長がどれだけ経済にてこ入れできるかというのは大変発言にも困る質問。町民の負担をなるべくかけないような施策を打っていききたい。多岐にわたる要望等は、静岡県市町村会のほうから上げている。

質問 ロシアのウクライナ侵略を機に、憲法9条改憲、核兵器を持つ、先制攻撃論など議論があるが、日本が採る立場は、国連憲章に基づいて話し合いによる解決を訴えるべきだ。

町長 核兵器のアンケートが首長にも来るが、私は、唯一の被爆国の首長として徹底的に断固反対をしている。町村会でも訴える。

## 旧共立湊病院の課題

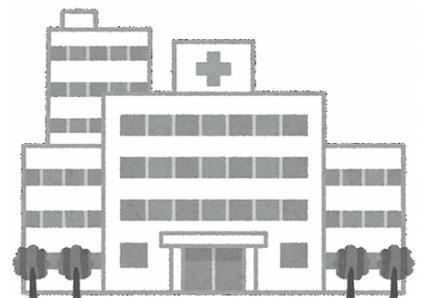
質問 旧共立湊病院は、大正12年に海軍湊病院として開設され、来年で100年。一部事務組合下田メディカルセンターが系譜と遺構を記録保全したうえで、老朽施設の解体整備は、地元として喫緊の課題だがどう考える。

町長 沿革史の編纂の必要性は認識している。新型コロナ禍で延期していた解体工事は、3月23日の臨時運営会議で、令和5年6年度の2か年で解体することが合意された。解体後の利活用には、地元湊区の意向があればしっかり主張する。

## 公立病院の役割と評価

質問 海軍湊病院から国立湊病院、共立湊病院を経て、下田メディカルセンターが賀茂地区唯一の公立病院として存在している。開設10年、医療施設の減価償却負担に加え職員宿舎の減価償却を負担するなど、それまでと運営内容が基本的に変わるなかで、大きな役割を發揮してきた。しっかり評価するべきだ。

町長 賀茂医療圏唯一の公的病院で、感染症病床4床有し、新型コロナウイルス対応で中心的役割を担ってきた。母体のジャパンメディカルアライアンスは、基幹病院である海老名総合病院で救急救命センターを運営しノウハウの蓄積がある。今後、病院の機能分化・集約化が検討されることがあっても、中心的役割を担っていただけのものと、期待をしている。





宮田和彦 議員

## 自衛隊に対する 認識と自衛官募集、 防災への協働の 推進について

**質問** 町においての自衛隊組織の位置付と認識は。また、町長自身が示されている政策主張と相まってどのようなことを期待しているのか。

**町長** 自衛隊の主な任務は国防と安全保障だが、我々が知り得る身近な任務として、人命救助等に係る災害派遣活動だ。近年における災害は激甚化しており、大規模地震や記録的な豪雨、大型台風、大雪など様々な自然災害が全国各地で毎年発生し、多くの人命や財産が失われている。災害対応に当たることを踏まえれば自衛隊との連携は必要不可欠なものとして認識している。

**質問** 自衛隊との有事における情報連携や協力体制、その前段における平時での役割の整理などは大変重要なことだ。大規模災害の際には役場だけでできることにも限界があり、自衛隊等としっかり連携することが住民の安心・安全、そして命を守ることに直結する。

自衛隊法第97条では、国に代わり県及び市町村が自衛官募集業務を担うとされているが推進活動の内容は。

**町長** 町は防衛大臣からの募集対象者情報の提供依頼等に対応している。また、募集事務の推進活動においては、自衛官募集相談員の配置や役場敷地入り口付近への看板設置や自衛官募集チラシの全戸配布など、広報活動を通じて自衛官募集に係る協力推進を図っている。

**質問** 防災の観点においては、区隊との連携が非常に重要になるが、町を隊区とする連隊との情報共有は、また防災での協働活動内容は。

**町長** 防災訓練や、町災害対策本部運営訓練のほか、消防団活動や水防における訓練を通じて連携を図ってきた。今後も、これまで以上に連携・協力体制等を図っていく。

## 避難所と家庭の 停電対策と災害時・ 平時等でのドローン 活用について

**質問** 避難所の停電対策の現状と今後の改善策は。

**町長** 町内6か所の避難所に非常用電源・切替え装置の設置工事を実施した。停電時における発電機使用にかかる電力の確保においては、照明や情報収集機器等の使用に必要な電力の確保が必須ととらえており、電力を大きく必要と

する機器の使用などの想定はしていない。

**質問** 弱者対策として電力を大きく消費するエアコン等での熱中症対策等にも考慮して頂きたい。災害発生時の非常用電源の確保を図るため、家庭用ポータブル発電機及び蓄電池購入に対する補助金交付の考えは。

**町長** 国・県などの助成制度など、今後の動向も踏まえながら、調査・研究したいと考えている。

**質問** 災害時の情報収集・ライフライン施設の被害情報収集、平時のインフラの点検、観光資料等の空撮、野生鳥獣等の追い払いに対するドローン活用は。

**町長** 災害発生後の山間部の現地調査・被害情報の収集と観光面においては活用している。鳥獣被害対策においては先駆的な事例等を検証していきたいと考えている。





漆田 修 議員

## 地域活性化起業人派遣

質問 総務省が推進する当該事業プログラムを活用する本町の当初予算では、自治体DXの推進及びギガスクール構想の推進を目的とした事業が予算化されている。事業契約したMODIS'は全国各地の自治体と連携してテクノロジーを活用した課題解決を構築するプロジェクト、地方創生VIを実施するコンサル企業で高いコンサルティング力を備えた社員が通常業務と平行し乍ら、地域住民と共創して課題・ビジョン構築を展開し、その具体的業務スケジュールは①事前研修②地域視察③住民取材&フィールドワーク④年間報告、総括である。ここでいくつかの質問をする。第一番目は契約後当該業務の現況と進捗は如何か。二番目として6つの資本フレームの概念と当局認識について。三番目に昨年のフィールドワーカーの選定に係る当局の立ち位置は如何であったのか、最後に文科省ギガスクール予算の関係と人材派遣の在り方に対する当局見解を一括して答弁ください。

町長 昨年度から受け入れに関する調整を進め、3月に締結した協定に基づくギガスクール構想に向け、4月より人材着任している。東中学校を核として各小・中学校のデジタル素材の活用、教員の負担軽減や校務へのデジタル活用推進などに教育委員会と連携し、構想に向け活動している現況である。6つの資本フレームは地方創生VI分析のツールの一つで、地域の財務資本、知的資本、人的資本、製造資本、社会関係資本、自然資本で各々のフェーズ毎に分析し、地域の課題解決の手法考察のデータとするものである。フィールドワーカーのヒヤリングに就いては今後関係分野を更に拡大し推進する予定であり、一昨年度は教育委員会、商工会、湯の花売店等に依頼した。文科省の令和四年度ギガスクール関連予算は人材派遣事業の中で、ヒヤリング対象者(15名程度)への取組みやコーディネート、ファシリティの両面で連携していく。

## ギガ運用面での支援強化

質問 前問の派遣事業は予算額は僅少であるが次に控える本隊(教育委員会)予算は大型である。昨年度はPC、タブレット等の配備はほぼ完了し、質的支援事業が次の必須ステップと言える。文科省の言う①運営支援センターの整備事業②ギガスクールに於ける学びの充実③学習者用デジタルテキストの普及・促進に

対する其の後の当局認識を賜わり度い。

教育長 一番目は民間事業者への委託であって劇的に変化し進んでいる。(質問件名各1の通り)二番目は教育アドバイザーから教員の指導、児童、生徒の習熟度の数値化など活用の提案を受け各学校のICT推進委員を中心に進めている。又、テキストに於いては文科省の実証事案により、小5・6の英語と社会、中学は全学年に英語が無償提供された。ICT環境が進んでいる事で学校からの通信環境の更なる安定が求められる。

## ゴミの減量化と資源化

質問 6月1日全員協配布資料(今後の予定)に基づき其の個別に就き質問し、答弁を受けた。



# 未来を担う子ども達

## バレーボールを通して

## 1年後に向けて

南伊豆中学校の女子バレーボール部は、1年生5人、2年生3人、3年生9人の合計17人で活動しています。

女子バレーボール部の伝統でもある「繋ぐ」を意識し、日々の練習に全力で取り組んでいます。普段の練習はサブカット練習やスパイクコースの打ち分け練習、チャンスボールからの攻撃など守備と攻撃をバランスよく練習することを心がけています。

バレーボールはチームスポーツなので、自分のことだけでなく、周りの人のことを気遣って行動できるようになり、どんな人にも思いやりを持って接することができるようになります。どんなボールを上げたら次に触る仲間が上げやすいか、常に仲間のことを考えてプレーすることが大切です。

プレー中は、ボールが浮いているほんのわずかな時間の中で、瞬時にさまざまな判断をしなければなりません。南伊豆中学校女子バレーボール部では、ゲーム中の判断力を高めることをとても大切にしています。どこにトスを上げてそれをどう攻撃するのか、どこに構えてどう守るのかなど、状況に合わせて瞬時的に判断する力が身に付くようにしています。ゲーム中だけでなく、普段から日常生活の中でも物事の正しい判断が素早くできるように心掛けています。

暗い話題が多い今ですが、応援してくれる方々への感謝の気持ちを大切に、南伊豆町に元気を与えられるように頑張りたいと思います。



南伊豆中学校  
女子バレーボール部  
顧問 山田 俊介  
三好 千陽

南伊豆東中学校の女子バレーボール部は、3年生5名、2年生4名、1年生2名、合計11名です。6月25日の中体連で3年生が引退し、いまは中体連での3年生の活躍を見た1・2年生が熱心に活動しています。

試合に出場するにはぎりぎりの人数ですが、全員で声をかけ合いながら練習しています。チームの目標は、3年生も目標にしていた「賀茂地区中体連優勝」です。日々、目標に向かって練習していますが、決して勝つことだけが目標ではなく、仲間への思いやりや感謝の気持ちも大切にしています。

人数が少ないためにラリー形式などの練習はできませんが、パスやサブカット、レシーブ、スパイクなどのボールを扱うときには、基本的な姿勢を意識して練習しています。また、自分の触ったボールが「どこに」「どのように」飛んでいくのかを意識することで、正確なボールコントロールを身につけようと努力しています。けが予防のために体幹トレーニングやストレッチも欠かさず行っています。練習の準備やボールに触らない練習にも一生懸命に取り組んでいます。

少ない人数ですが、それぞれが他のメンバーを補い合うことも今後の目標にしていきたいです。1年後の中体連では、部員一人一人が自信をもって試合に臨めるように、普段の生活から相手を思いやる気持ちや感謝する気持ちをもって生活して

ほしいです。これからもバレーボールに一生懸命に取り組める部活動でありたいです。



南伊豆東中学校  
女子バレーボール部  
顧問 堤 海晴

## 議会一口メモ

### 議会の権限

町議会は、町民の代表である町議会議員で構成され、その役割を十分に果たすことができるように、様々な権限が与えられています。その主なものは次のとおりです。

**議決権** 町議会のもっとも基本的な権限で、町の条例を決める。条例の内容を改める。条例を廃止する。予算を決める。決算を認定する。主要な契約を（大規模な工事や高額物品の購入など）を締結する。その他法令で定められていることを決める。

**選挙権** 議長、副議長、選挙管理委員会等の選挙を行います。

**同意見** 副町長、監査委員、教育委員等を選任するにあたり、同意するかしないかを決定します。

**検査権および監査請求権** 議会で決めたとおりに町が仕事をしているか、調べる検査権。監査委員に対して監査の報告を請求する監査請求権。この2つの権限を使って、町民の代表として執行状況を監視します。

**調査権** 地方自治法第100条に規定されていることから「百条調査権」といわれ、町政全般について議会が独自に調査を行う権限です。



日本剣豪読本の新選組剣豪編を観ると天然理心流や北辰一刀流など名だたる剣士の名がある。補助編に隊士流派一覧が付され後段に大島流鎗術、加納道之助の名がみえ、御陵衛士、油小路の激闘に参戦とある。

この短い文章の裏には、高野道之助が幕末の動乱期にどの様な気持ちで江戸に赴いたのか偲ばれる。

神道無念流金子健四郎道場に学び、後の深川北辰一刀流伊東誠一郎に入門？し、恩師伊東甲子太郎と共に上洛、新選組から御陵衛士となり高台寺党と呼ばれた人物である。

油小路では龍馬が暗殺された三日後の慶應三年十一月十八日、近藤らの兇刃で伊東は暗殺。翌朝、遺体引取りに来た加納らは追われ、薩摩屋敷に逃げ込み後に薩摩軍の用兵となる。

加納村杉田の出自であった。（続きは次編）

（漆田）